

中世日本の情報伝達媒体としての「折紙」

この場でいうのも憚られるが「メディア」＝「情報を記録・伝達・保管する媒体」である。もっとも今日ただちに想起されるのは、新聞・雑誌・ラジオ・テレビの「マスメディア」や、ネット上のSNSや動画サイトその他諸々の媒体であって、つまるところ近代以降の不特定多数を対象とした情報発信で、受信者はもちろん、ネット上では発信者ですら匿名であることがひとつの特徴のように思われる。

ところで政府・地方自治体、あるいは裁判所が、その権能にもとづき様々な書面（官報や召喚状など）を作成し、通知行為を行ったり、逆に人々が申請・提訴のための書面を関係機関に提出したりする。これらの書面も、情報伝達媒体という点では「メディア」であろうが、これらを「メディア研究の素材である」と言えば、おそらく大方は首をかしげるであろう。

そういった訳で、前近代の日本史領域において「メディア論」というのは盛り上がりにくい。というのは、通常の「メディア」に合う事象が現れるのは、19世紀以降の江戸時代（大都市江戸の瓦版）、あるいは、都市部でのその需要層の拡がりから浮世絵・文学作品なども含めたとしてもせいぜい18世紀以降に過ぎない。それ以前、私が専門とする中世史（おおむね12～15世紀）についていえば、匿名性が高く不特定多数を対象とするメディアはあろうはずもない。

ただしこの分野でも「情報論」が前世紀最末

期から一時高まったことがある。そこで扱われたものは中世当時の言葉で「風聞」と言われた「うわさ」であったり、戦国大名が書状でやり取りする政情・軍事情報などであったりした。前者はSNSでの真偽不明の匿名性に通じる。後者は「情報戦」、つまり「インテリジェンス」論という別の情報論に通じる。

ただしそれ以降、残念ながら「中世歴史情報論」は後が続かなかった。やはり匿名性の高い媒体がないということが大きく影響しているのだろう。ということで、私もこのあたりで筆を置くべきだが、そういう訳にはいくまい。

文字・数字の発明が人類史の上で大きな画期となる情報伝達手段の変わり目であり、まさに近代の成立にメディアが大きな役割を担ったことなどを踏まえると、人類のひとりである我が中世日本人が文字・数字に対して、どのような使い方・向き合い方をしてきたかを考えることは、情報伝達の人類史の一部を構成するだけの意味はあろう。

ところで「文字」を使って書かれたものを対象とした研究において、明治以来の長い伝統が中世史研究にはある。「古文書学」である。この分野の必修科目である。ところが中世古文書で主要なものは、最初に述べた支配者と被支配者間での告知・保証・請願に関するものである。したがって、現代メディア論とはおよそ趣の異なるものとなるのはやむをえない。

さて古文書学が必修なのは、研究の第一歩と

しての史料を読むための素養・技能習得のためでもあるが、案外、中世社会の息づかいを感じる場合もある。やはり中世人が実際に目にしたものの魅力は大きい。

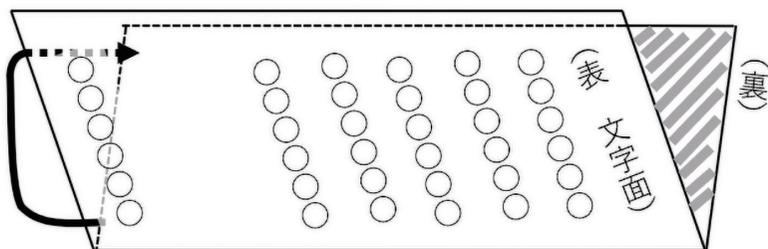
とりわけこうした魅力は、「モノ」としての素材・形態に注目すると実感できるように思われる。たとえば使用される紙の質や形態的な使用方法の違いと、その違いの意味を考えるような場合である。

中世における料紙の大きさは大小様々だが、標準的な使い方は紙漉き直後の形をほぼそのまま使うことで、その場合の縦横比は、おおよそ1:1.3強となり、これを堅紙（たてがみ）という（実際は横長であるのだが）。ところが、これをふたつに折った使用方法があって、これが折紙と呼ばれる（もちろんあの「折り紙」ではない）。図で示したように堅紙を縦方向に半分に折り、山折りを下にして、半面に書く。続きがある場合は、左右180度反転させ反対半面に書く（したがって折を開き直すと折り筋を挟んで文字列が逆さまになる）といった具合である。そして書いた後に半折り状態で、縦方向に何度か折りたたんでコンパクトサイズにする。その残存例は12世紀終わりからで、段階的に増加して、16世紀の戦国時代からあたりから飛躍

的に残存数が増える印象がある。文書は普通、宛先・月日あるいは年月日が書かれるが、訴願の折紙の早い時期の場合にはない場合が目立つという特徴がある。

基本的な理解としては、堅紙との比較から、略式であり、そして差出から受取への敬意が少ない「薄札」として認識されたとも言われる。「薄札」については一旦保留したいが、たとえば將軍が御家人に土地を安堵するような優れて公的な文書でもつばら堅紙であることと比較すれば、折紙使用の文書は相対的に軽微な手続き伝達のものが多く、略式という理解はかなっているように思われる。

ただし折紙から窺えるのはそうしたことだけではなかった。笠松宏至「日付のない訴陳状」考（『日本中世法史論』東京大学出版会、1979年）という優れた仕事がある。折紙の訴状・陳弁状で年月日・宛先のないことは、それが実際の法廷の場での口頭上申を記録したもの、つまり「音声の代用」だと喝破し、学界に衝撃を与えた。この指摘の新鮮さは、書き残されたものそのものにしか向き合っただけでこなかった現代人の盲点を鋭く突いた点にある。モノそのものと私たちは向き合っていたが、それを使用した中世人には向き合っていなかったという訳である。



この論文は、折紙が実際に使われた時の中世人のいた具体的な生きた「場」としての訴願の場に迫ったのであり、この点に読み手は揺さぶられたのであった。

ちなみに「音声の代用」＝「音声の記録」という発想は、簡便な音声記憶媒体、具体的にはカセットテープレコーダーがまさに1970年代に普及したことと無関係でないだろう。それはまさに発声された情報の記録である。

それはさておき、この笠松の指摘に問題がないわけではない。「音声の記録であるならばむしろ堅紙で日付があったほうがよいではないか」という疑問が生じるからである（カセットテープの貼られた手書き日付のシールを想起されたい）。「音声の代用」というまとめで、中世人の感性を万全にくみ取り切れたのか、なお検討の余地ありということなのだろう。

そこで立ちもどるべきは折紙という形状である。「なぜわざわざ半分に折ったのか」という問いかけである。これについては、美川圭「折紙と折本」（『古文書研究』65、2008年）がヒントとなる。そこでは、平安時代の貴族が儀式に参加する際、儀式次第をコンパクトまとめた折紙を携帯したことから、携帯性にこそ注目すべき、と強調されている。これを訴願文書に当

てはめるならば、そこでの折紙文書は、口頭でお願いをするために携帯した読み上げ原稿と言える。こだわるべきは、「音声」というより、人間が対面し口頭でやり取りしていることであろう。

ここから元来、対面口頭ですまされた事案を、文字化・文書化する場合に適切な形状として選ばれたのが折紙であった、という仮説がえられる。果たしてこの仮説は正しいだろうか。次なる課題は実際の折紙の内容から、対面行為との親和性を探ることである。

また文書を書く側の社会階層の差への注意も必要である。階層の上下で折紙使用率が違ったとするならば、それをもたらした、たとえば社会的規範の違いを考えることとなろう。

さらに時代によって使用率が変化したとするならばその意味も探究すべきである。実際、同じ武家政権のトップではあるものの、源頼朝（12世紀末期）・足利尊氏（14世紀前期）は折紙使用がないが、織田信長・豊臣秀吉（16世紀末期）は多用する。ここから、人々の感性・価値観が大きく変わる時代の変化に迫ることも可能であると思われるのである。

果たすべき課題は多いが、当座私が考える中世日本メディア研究の着想である。



遠藤 基郎（えんどう・もとお）

【専門】日本中世史・中世東大寺史料論

【主たる著書・論文】

遠藤基郎「中世起請文の成立と関白師通の急逝」（2022）『東京大学史料編纂所研究紀要』32

遠藤基郎（2008）『中世王権と王朝儀礼』東京大学出版会

【所属】東京大学大学院情報学環（文化・人間情報学コース）、教授